

厚生労働省
○経済産業省告示第三号
環境省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第十七号）第二条第五項の規定に基づき次に掲げる化学物質を優先評価化学物質として指定したので、同条第九項の規定に基づきその名称を公示する。

令和三年四月一日

厚生労働大臣 田村 憲久

経済産業大臣 梶山 弘志

環境大臣 小泉進次郎

通し番号	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第5項の規定に基づき優先評価化学物質として指定した化学物質の名称	整理番号
------	--	------

258	(N, N-ジメチルテトラデカソール) アセタート	(2)-1289
		(2)-1291
		(2)-2709

259	ナトリウム=アルカソルホナート (C=10~18) 又はナトリウム=水	(2)-1640
	素=アルカソルホナート (C=10~18) 又はナトリウム=アルカ	

ンジスルホナート (C = 10 ~ 18)

260 ナトリウム = 1 - メトキシ - 1 - オキソオクタデカン - 2 - スルホナート又はナトリウム = 1 - メトキシ - 1 - オキソヘキサデカン - 2 - スルホナート

261 2 - {ジメチル [3 - (3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 7, 8 (2)-4053, 8, 8 - トリデカフルオロオクタゾン - 1 - スルホニアミド) プロピル] アンモニオ} アセタートを主成分 (95%以上) とする、2 - {ジメチル [3 - (3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 7, 8, 8, 8 - トリデカフルオロオクタゾン - 1 - スルホニアミド) プロピル] アンモニオ} アセタートと *N*, *N* - ジメチル - 3 - (3, 3, 4, 4, 5, 5, 6, 6, 7, 7, 7, 8, 8, 8 - トリデカフルオロオクタゾン - 1 - スルホニアミド) プロピルアミンの混合物

262 ブタン - 2 - オン = オキシム (2)-546

263 2, 2 - ジメチル - 3 - メチレンピシクロ [2. 2. 1] ヘプタンと (4)-1977
フェノールの 1 : 1 反応生成物を主成分 (60%以上) とする、2, 2 - ジメチル - 3 - メチレンピシクロ [2. 2. 1] ヘプタンとフェノー

ルの反応生成物（分子量が460以下であるものに限る。）